

令和5年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年1月31日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可の事業計画変更承認申請について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

その他

出席委員

2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸	5番 横段 登
7番 立花 達也	8番 水場 光輝	9番 今井 満	10番 亀山 博司
11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝	13番 長迫 秀	14番 新田 隆次
16番 棕開地 省二	17番 本末 満	18番 石田 尚則	19番 北村 正次

欠席委員

1番 柏木 健二 6番 高本 光之

推進委員

荒谷 博司 大須賀 大 中川 義則

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査

（午後2時）

議長（北村）：委員のみなさん、本年もよろしく申し上げます。

出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、11番 秋光委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、6番 高本委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、次期委員の推薦及び応募の状況、JAくれだより85号です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、焼山北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は649㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、申請地を取得し、売却するもので、譲受人は公共事業の代替地として取得し、水稻を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで53アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、公共事業の代替地として譲受人に耕作地を提供するもので、周囲に農地が点在しており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は125㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで80アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。申請地は、現在もきちんと耕作されていました。譲受人の畑の横に申請地があり、便利が良いということで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字山ノ川〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は611㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は倉橋島の南にあり、譲受人が管理して野菜を作っておられ、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字内海字赤仁田〇〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は557㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで51アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、安浦バイパスから山肌に沿って入ったところにあります。きちんと整備しており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は639㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人に売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで30アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、現在も譲受人によりきちんと管理されており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字中畑字岡山田〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で3,032㎡の農用地区域内農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営を拡大し、水稻を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで64アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地は、譲受人が現在もきちんとして管理しており、昨年も水稻を作付けしたとのことでした。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字鹿島鯛之浦〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は695.97㎡の第2種農地です。

この件は、令和4年4月28日付け農委指令第11号で倉庫1棟160㎡、駐車場ほか314.52㎡の合計474.52㎡について農地転用を許可しておりますが、その後、工事前に測量を行ったところ、車の乗り入れが困難なことが判明したため、建物を西側へ2m移動させることになり、山側からの防災対策として擁壁を造ることになりました。また、車の乗り入れのためにコンクリート舗装をすることになり、その結果、農地転用の面積が695.97㎡となったことから、事業計画変更承認申請が提出されたものです。

本来であれば、事業計画変更承認申請後に工事を着工すべきところですが、既に工事着工がされているため、始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番
について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で14
3㎡の第2種農地です。

転用の目的は、廃車置場出入り口及び鋼管等の資材置場として利用するため、売買する
ものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不
要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、苗代から熊野に向かう道路沿いにあります。道路が造られた時
に左右に残った農地を今回転用したいとのことで、特に問題ないと思います。ご審議のほ
どよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程によ
り受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届
出が11件ございましたので、報告します。

続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもの
で、非農地証明申請について5件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：次期委員応募状況（最終公表）について、

農地法等の改正による下限面積要件の撤廃について説明を行う。

令和5年4月1日から、現在、呉市全域で10アールに設定している下限面積を撤廃

令和5年3月11日以降の受付分から、下限面積の適用なし

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

荒 谷 委 員：委員の改選で、候補者の評価をするときに、推薦の有無で差がつくのか。

事 務 局：推薦のある候補者には加点があります。

議 長：他にないようでしたら、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第2回総会は、2月28日 火曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和5年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

（午後2時25分）